

岩国短期大学同窓会会則の改定について

会長 嘉屋 栄子

会則の改定

会則に関して、下記の変更を同窓会役員会（令和6年12月20日開催）で合議済みです。ご承諾をいただきたく提案いたします。

■変更内容

No.	変更内容・理由	該当条項
1	会則を「岩国短期大学同窓会会則」から「岩国短期大学同窓会（さくら会）会則」に変更 （理由）さくら会の名称で活動をしているが明記していなかったため	
2	本会は、岩国短期大学同窓会（さくら会）（以下「本会」という。）と称する。を明記 （理由）さくら会の名称で活動をしているが明記していなかったため	第1条
3	「本会は、本部事務所を岩国短期大学内に置く。」から 「本会は、事務所を山口県岩国市尾津町2丁目24-18岩国短期大学内に置く。」に変更 （理由）事務所を明確にするため	第1条第2項
4	第1条を第2条に改める（※条文内容に変更なし）	第2条

■承諾のお願い

本件は役員会で承認された事項ですが、会員の皆様からも正式に承諾をいただくため、意見をお伺いしたいと考えております。ご意見がある場合、令和7年2月17日～2月24日の期間に同窓会事務局までお知らせください。

Mail : sakura@iwakuni.ac.jp Tel : 0827-31-8141

特に異議がない場合は、何もご連絡いただかなくても承諾されたものとさせていただきます。

■施行時期

本変更については、令和7年4月1日より実施を予定しております。会員の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。